

再資源化解体の許可に関するガイダンス

令和7年2月
国土交通省
厚生労働省
環境省

1 概要

2025年6月26日以降、特定船舶（総トン数500トン以上の船舶）の再資源化解体を行おうとする者（特定船舶再資源化解体施設）は、船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律（平成30年6月法律第61号。以下、「法律」という。）の第10条の規定に基づき、再資源化解体を行う施設ごとに、主務大臣（厚生労働大臣、国土交通大臣、環境大臣）の許可を受ける必要があります。また、特定船舶を解体する際には、法律第18条に基づく再資源化解体計画の承認の取得をはじめとして、各種手続きが必要となります。

本文書は、法律第10条の許可を受けるにあたって必要となる手続きや基準について具体的かつ明確に示すことによって、特定船舶再資源化解体施設が制度を正しく理解し、もって制度の円滑な実施を図ることを目的としています。

2 申請の種類

再資源化解体の許可の申請の種類は下記の3つになります。各申請に応じて必要な書類を提出してください。

① 新規申請

再資源化解体の許可を初めて申請する手続きです。

<提出書類>

「4 提出書類」に掲げる①～⑭を提出してください。ただし、⑦～⑭の書類は、該当する場合に限り提出が必要となります。

② 更新申請

再資源化解体の許可の有効期限は5年です。許可の効力を維持する場合は、5年ごとに更新が必要となります。更新審査に時間を要するため、有効期間の満了日から余裕をもって申請してください。

<提出書類>

「4 提出書類」に掲げる①～⑭を提出してください。ただし、⑦～⑭の書類は、該当する場合に限り提出が必要となります。また、③及び④について変更がない場合、提出は不要です。

③ 変更申請

再資源化解体の施設又は再資源化解体を行う体制に関する変更を行う場合は、変更申請が必要となります。再資源化解体の施設及び再資源化解体を行う体制以外の変更については、変更申請ではなく届出が必要となります。

＜提出書類＞

再資源化解体の施設又は再資源化解体を行う体制に関する変更を行う場合は、「4 提出書類」に掲げる③～⑤のうち、変更事項に関する書類の提出が必要となります。

再資源化解体の施設及び再資源化解体を行う体制に関する変更以外の変更にについては、第四号様式の提出が必要となります。

また、いずれの場合も、併せて、既存の許可証の提出も必要となります。

3 申請先

申請先は主務大臣（厚生労働大臣、国土交通大臣、環境大臣）となりますが、実務的な宛先は、国土交通省海事局海洋・環境政策課となります。

国土交通省海事局海洋・環境政策課が申請を受領した後、厚生労働省及び環境省に送付いたしますので、厚生労働省及び環境省に対して、直接申請していただく必要はありません。

4 再資源化解体の許可の申請の際の提出書類

以下の①～⑭に記載する書類を提出してください。ただし、⑦～⑭の書類は、該当する場合に限り提出が必要となります。

- ① 第一号様式（※以下に掲げる記載項目は、様式に記載欄が用意されています。）
 - (ア) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
 - (イ) 事業所の名称及び所在地
 - (ウ) 法人である場合においては、その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この章において同じ。）の氏名及び住所並びに政令で定める使用人があるときはその者の氏名及び住所
 - (エ) 未成年者である場合においては、その法定代理人の氏名及び住所（法定代理人が法人である場合にあっては、その名称及び住所、その代表者の氏名並びにその役員の氏名及び住所）
 - (オ) 特定船舶再資源化解体施設の概要
 - (カ) 特定船舶の再資源化解体を行う体制の概要
 - (キ) その他主務省令で定める以下の事項
 - ◇ 以下に該当する事業者はその許可番号
 - 過去に船舶再資源化解体の許可を取得したことがある事業者（法第10条第1項）
 - 産業廃棄物収集運搬業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律

(昭和 45 年法律第 137 号。「以下、廃棄物処理法」という。) 第 14 条第 1 項)

- 産業廃棄物処分業者 (廃棄物処理法第 14 条第 6 項)
 - 特別管理産業廃棄物収集運搬業者 (第 14 条の 4 第 1 項)
 - 特別管理産業廃棄物処分事業者 (第 6 項)
- ☆ 有害物質その他の生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物 (以下「有害物」という。) であって、特定船舶再資源化解体施設において管理されるものの種類
- ☆ 特定船舶再資源化解体施設以外の場所で特定船舶の全部又は一部の保管を行う場合には、当該場所に関する次に掲げる事項
- 所在地
 - 面積
 - 保管量の上限
- ☆ 申請者が個人である場合においては、当該申請者の精神の機能の障害の有無
- ☆ 申請者が法人である場合においては、法人番号 (行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 (平成 25 年法律第 27 号) 第 2 条第 15 項に規定する法人番号をいう。) 及びその役員の精神の機能の障害の有無
- ☆ 申請者が法人である場合において、発行済株式総数の 100 分の 5 以上の株式を有する株主又は出資の額の 100 分の 5 以上の額に相当する出資をしている者があるときは、これらの者の氏名又は名称及び住所並びに当該者の精神の機能の障害の有無
- ☆ 申請者が個人である場合において、本店や支店等の使用人 (船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律施行令 (平成 31 年政令第 11 号。以下、「令」という。) 第 1 条第 1 項に規定する使用人) があるときは、その代表者の氏名及び住所並びに当該者の精神の機能の障害の有無
- ☆ 申請者が法人である場合において、本店や支店等の使用人 (令第 1 条第 1 項に規定する使用人) があるときは、その代表者の精神の機能の障害の有無
- ☆ 申請者が未成年者であり、かつ、その法定代理人が個人である場合においては、その法定代理人の精神の機能の障害の有無
- ☆ 申請者が未成年者であり、かつ、その法定代理人が法人である場合においては、その役員の精神の機能の障害の有無
- ② 申請者が以下のいずれにも該当しないことを誓約する書面
- (ア) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (イ) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることが

なくなった日から5年を経過しない者

(ウ)船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）若しくは廃棄物処理法、浄化槽法（昭和58年法律第43号）その他生活環境の保全を目的とする法律で政令で定めるもの若しくはこれらの法律に基づく命令若しくは処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。第32条の3第7項及び第32条の11第1項を除く。）の規定に違反し、又は刑法（明治40年法律第45号）第204条、第206条、第208条、第208条の2第1項、第222条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律（大正15年法律第60号）第1条、第2条若しくは第3条の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

(エ)船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律第15条、廃棄物処理法第7条の4若しくは第14条の3の2（廃棄物処理法第14条の6において準用する場合を含む。）又は浄化槽法第41条第2項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合にあっては、当該取消しの処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員であった者で当該取消しの日から5年を経過しないものを含む。）

(オ)その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者

(カ)暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

(キ)心身の故障により特定船舶の再資源化解体を適正に行うことができない者（精神の機能の障害により特定船舶の再資源化解体を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者）

(ク)営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合にあっては、その役員を含む。）が(ア)から(キ)までのいずれかに該当するもの

(ケ)法人でその役員又は本店や支店等の使用人の代表者のうちに(ア)から(キ)までのいずれかに該当する者のあるもの

(コ)法人で暴力団員等がその事業活動を支配するもの

(サ)個人で本店や支店等の使用人の代表者のうちに(ア)から(キ)までのいずれかに該当する者のあるもの

③ 特定船舶再資源化解体施設（保管の場所を含む。以下同じ。）の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該特定船舶再資源化解体施設の付近の見取図

- ④ 申請者が前号に掲げる特定船舶再資源化解体施設の所有権を有すること（申請者が所有権を有しない場合には、使用する権限を有すること）を証する書類
- ⑤ 事業計画書
- ⑥ 収支見積書
- ⑦ 申請者が個人である場合においては、住民票の写し及び精神の機能の障害に関する医師の診断書（当該申請者が精神の機能の障害により認知、判断又は意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者である場合に限る。）
- ⑧ 申請者が法人である場合においては、定款又は寄附行為及び登記事項証明書
- ⑨ 申請者が法人である場合においては、その役員の住民票の写し及び精神の機能の障害に関する医師の診断書（当該役員が精神の機能の障害により認知、判断又は意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者である場合に限る。）
- ⑩ 申請者が法人である場合において、発行済株式総数の 100 分の 5 以上の株式を有する株主又は出資の額の 100 分の 5 以上の額に相当する出資をしている者があるときは、当該株主の有する株式の数又は当該出資をしている者のなした出資の金額を記載した書類並びにこれらの者の住民票の写し及び精神の機能の障害に関する医師の診断書（これらの者が精神の機能の障害により認知、判断又は意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者である場合に限る。）
- ⑪ 申請者に本店や支店等の使用人（令第 1 条第 1 項に規定する使用人）がある場合においては、その者の住民票の写し及び精神の機能の障害に関する医師の診断書（当該使用人が精神の機能の障害により認知、判断又は意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者である場合に限る。）
- ⑫ 申請者が未成年者であり、かつ、その法定代理人が個人である場合においては、その法定代理人の住民票の写し及び精神の機能の障害に関する医師の診断書（当該法定代理人が精神の機能の障害により認知、判断又は意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者である場合に限る。）
- ⑬ 申請者が未成年者であり、かつ、その法定代理人が法人である場合においては、次に掲げる書類
 - (ア) 定款又は寄附行為及び登記事項証明書
 - (イ) 役員の住民票の写し及び精神の機能の障害に関する医師の診断書（当該役員が精神の機能の障害により認知、判断又は意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者である場合に限る。）
- ⑭ 「5 再資源化解体の許可基準」の各基準に適合することを説明する書類（施設・設備に関する資料、解体工程全体及び基準適合に関する具体的な方法を記載した手順書、必要な規程類・計画類等）

5 再資源化解体の許可基準

法律第 10 条第 4 項において、再資源化解体の許可を行うにあたって適合するべき基準が規定されています。

これらの基準のうち、特定船舶再資源化解体施設、特定船舶の再資源化解体を行う体制及び申請者の能力に関する基準は、船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律施行規則第 5 条に規定されており、本節では具体的な事例を提示します。

(再資源化解体の許可の基準)

第 5 条 法第 10 条第 4 項第 1 号 (法第 11 条第 2 項、第 12 条第 3 項及び第 13 条第 4 項において準用する場合を含む。) の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 特定船舶再資源化解体施設に係る基準

イ 有害物の地下浸透を防止するため、必要な措置が講じられていること。

ロ 雨水等による有害物の事業所からの流出を防止するため、必要な措置が講じられていること。

ハ 有害物の飛散及び流出並びに特定船舶の再資源化解体に伴って発生する騒音及び振動を防止するため、必要な措置が講じられていること。

ニ イからハまでに掲げるもののほか、特定船舶の再資源化解体に従事する者の安全及び健康の確保並びに生活環境の保全上の観点から必要な措置が講じられていること。

ホ 当該特定船舶再資源化解体施設が、特定船舶の再資源化解体の適正な実施のために必要な関係法令に違反し、又は違反するおそれがないものであること。

二 特定船舶の再資源化解体を行う体制の基準

イ 事故防止対策に関して、次の事項を記載した規程等を定めていること。

(1) 引火性の物、爆発性の物、発火性の物等による危険を防止するために必要な措置

(2) 酸素欠乏空気、ガス、蒸気、粉じん等による健康障害を防止するために必要な措置

ロ 防災管理に関して、次の事項を記載した規程等を定めていること。

(1) 各種防災設備の整備及び維持管理に関する事項

(2) 特定船舶の再資源化解体に従事する者を対象とした定期的な訓練の実施に関する事項

(3) 災害が発生した場合における災害対策本部及び事業所内外に対応する防災組織の設置に関する事項

(4) 関係官庁及び特定船舶再資源化解体施設の近隣住民に対する緊急時即時通報連絡体制に関する事項

(5) 防災体制が確立されるまでの応急措置に関する事項

(6) 火災が発生した場合における消防への通報、消火又は延焼の防止その他消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動のための体制の整備に関する事項

- (7) 災害が発生した場合における円滑かつ迅速な避難に関する事項
 - (8) 災害が発生した場合における環境の汚染の防止に関する事項
- ハ 訓練に関して、次の事項を記載した訓練計画等を定めていること。

- (1) 有害物質等情報に関する事項
- (2) 特定船舶の再資源化解体に従事する者の危険の防止に関する事項
- (3) 保護具等の使用に関する事項
- (4) 防火上の措置に関する事項
- (5) 緊急時即応訓練等防災訓練に関する事項
- (6) 救急法に関する事項

ニ 特定船舶の再資源化解体に従事する者に対する訓練を定期的を実施すること。

ホ 訓練は、訓練を適正に行うために必要な知識及び技能を有する者が行うこと。

ヘ 訓練を受講することにより習得された技能及びこれに関する知識の適正な評価を行うこと。

ト 訓練計画について定期的に見直しが実施されていること。

チ イからトまでに掲げるもののほか、特定船舶の再資源化解体に従事する者の安全及び健康の確保並びに生活環境の保全上の観点から必要な体制が整備されていること。

リ 当該特定船舶の再資源化解体を行う体制が、特定船舶の再資源化解体の適正な実施のために必要な関係法令に違反し、又は違反するおそれがないものであること。

三 申請者の能力に係る基準

イ 法律第 10 条第 2 項第 6 号の特定船舶の再資源化解体を行う体制の概要を、特定船舶の再資源化解体に従事する者に周知していること。

ロ 事業計画書又は収支見積書から判断して、特定船舶の再資源化解体を継続できないことが明らかでないこと。

ハ 特定船舶の再資源化解体の実施に際して他の法令に基づく行政庁の許可、認可、承認その他これらに類するもの（以下「許可等」という。）を必要とする場合にあっては、当該許可等を得ていること。

一 特定船舶再資源化解体施設に係る基準

イ 有害物の地下浸透を防止するため、必要な措置が講じられていること

本規定では、船体に付着する油類、貨物残留、汚水及び船底塗料等の地下浸透を防止するための対策を求めている。

■事例 1

解体を開始する前に、船体に付着する油類（貨物油、燃料油、油圧オイル等）、貨物残留物、汚水等を除去・洗浄し、有害物（残油、スラッジ、鉛等）の付着・残留が認められない状態の船体を解体・切断を行う。

■事例 2

有害物が付着している部材・部品（鋼板、配管、タンク、機器類等）を陸上において解体する場合、コンクリートやタイルなど非浸透性を有する材料で覆われた床面上で作業する。

また、非浸透性の床面の外縁からの漏洩を防止するため、防液堤、側溝、ためます、ステンレス鋼の受け皿などを設置する。

上記受け皿等に溜まった有害物は、産業廃棄物として専門業者に引き取りを依頼する等、適切な措置をとる。

■事例 3

有害物が付着している部材・部品を陸上において解体する場合、船底部を残し、その船底部に有害物が貯留される方法で作業を行い、外部に漏洩することを防止する。

■事例 4

ドライドックや浮ドックにおいて船舶の解体を行う際は、確実に有害物の洗浄・回収を行い、外部に漏洩することを防止する。

■事例 5

事例 1 ～ 4 に掲げる措置と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。

ロ 雨水等による有害物の事業所からの流出を防止するため、必要な措置が講じられていること。

本規定では、船体に付着する油類、貨物残留物、汚水等が雨水等により事業所から公共水域等へ流出することを防止するための対策を求めている。

■事例 1

解体を開始する前に、船体に付着する油類（貨物油、燃料油、油圧オイル等）、貨物残留物、汚水等を除去・洗浄し、有害物（残油、スラッジ、鉛等）の付着・残留が認められない状態の船体を解体・切断を行う。

■事例 2

有害物が付着している部材・部品（鋼板、配管、タンク、機器類等）を陸上において解体する場合、コンクリートやタイルなど非浸透性を有する材料で覆われた床面上で作業する。

また、非浸透性の床面の外縁からの漏洩を防止するため、防液堤、側溝、ためます、ステンレス鋼の受け皿などを設置する。

上記受け皿等に溜まった有害物は、産業廃棄物として専門業者に引き取りを依頼する等、適切な措置をとる。

■事例 3

有害物が付着している部材・部品を陸上において解体する場合、船底部を残し、その船底部に有害物が貯留される方法で作業を行い、外部に漏洩することを防止する。

■事例 4

ドライドックや浮ドックにおいて船舶の解体を行う際は、確実に有害物の洗浄・回収を行い、外部に漏洩することを防止する。

■事例 5

屋根等を設置することにより、有害物が付着している部材・部品と雨水が接触しないようにする。

■事例 6

解体作業・切断作業において、船体構造やパイプ類の切断面や開口部が露出する場合、雨水等により有害物質が船外へ漏洩しないように、受けを設ける、養生を施すなど必要な措置を行う。

■事例 7

解体作業において回収された有害物を保管する場合、漏れ出る恐れが無い状態で梱包され、事業所内又は外部で処理・処分が為されるまでの間、保管されることにより雨水等との接触を避ける。

■事例 8

事例 1 ～ 7 に掲げる措置と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。

ハ 有害物の飛散及び流出並びに特定船舶の再資源化解体に伴って発生する騒音及び振動を防止するため、必要な措置が講じられていること。

＜油の流出を防止する措置＞

■事例

海上への油等の流出を制御（集油、誘導、防御、拡散防止等）するため、オイルフェンス、油吸着マットなどの油防除資材を備え付ける。

＜特定粉じん、フロン類等の飛散を防止する措置＞

■事例

特定粉じん（アスベスト）、フロン類等の飛散を防止するため、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律を遵守するほか、大気汚染防止法の特定粉じん排出等作業と同等以上の措置を講じること。

＜騒音を防止する措置＞

■事例

労働安全衛生法を遵守する。また、「騒音障害防止のためのガイドライン」（令和5年基発第0420第2号）に基づき、等価騒音レベルの高い作業場について、等価騒音レベルの測定を行い、測定結果に基づき騒音レベルの低減化、聴覚保護具の使用や健康診断の実施、労働衛生教育を行うなど、必要な措置を講じることが望ましい。加えて、せん断機やバックホウを使用する場合など、騒音規制法の適用を受ける場合は、同法を遵守する。

＜振動を防止する措置＞

■事例

「チェーンソー取扱い作業指針」（平成21年基発第0710第1号）及び「チェーンソー以外の振動工具の取扱い業務に係る振動障害予防対策指針」（平成21年基発第0710第2号）に基づき、振動工具を取扱う際には、日振動ばく露量を把握し、日振動ばく露量が日振動ばく露限界値を超えないよう作業管理を行った上で、保護具の使用や健康診断の実施、安全衛生教育を行うなど、必要な措置を講じることが望ましい。また、せん断機を使用する場合など、振動規制法の適用を受ける場合は同法を遵守する。

ニ イからハまでに掲げるもののほか、特定船舶の再資源化解体に従事する者の安全及び健康の確保並びに生活環境の保全上の観点から必要な措置が講じられていること。

＜酸欠を防止する措置＞

■事例

船内閉鎖空間であって、労働衛生上必要な分量の空気が供給されない場所で作業する場合、酸素欠乏等防止規則（昭和 47 年労働省令第 42 号）に基づき労働衛生上必要な分量の空気を船内閉鎖空間に送給するために、換気を行う。

ホ 当該特定船舶再資源化解体施設が、特定船舶の再資源化解体の適正な実施のために必要な関係法令に違反し、又は違反するおそれがないものであること。

- ・ 労働安全衛生法
- ・ 廃棄物処理法
- ・ 浄化槽法
- ・ ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法
- ・ ダイオキシン類対策特別措置法
- ・ 大気汚染防止法
- ・ 水質汚濁防止法
- ・ 騒音規制法
- ・ 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律
- ・ 振動規制法
- ・ 悪臭防止法
- ・ 特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律

二 特定船舶の再資源化解体を行う体制の基準

イ 事故防止対策に関して、次の事項を記載した規程等を定めていること。

（１）引火性の物、爆発性の物、発火性の物等による危険を防止するために必要な措置

（２）酸素欠乏空気、ガス、蒸気、粉じん等による健康障害を防止するために必要な措置

別添の事故防止対策規程のサンプルを参照。

ロ 防災管理に関して、次の事項を記載した規程等を定めていること。

（１）各種防災設備の整備及び維持管理に関する事項

（２）特定船舶の再資源化解体に従事する者を対象とした定期的な訓練の実施に関する事項

（３）災害が発生した場合における災害対策本部及び事業所内外に対応する防災組織

の設置に関する事項

(4) 関係官庁及び特定船舶再資源化解体施設の近隣住民に対する緊急時即時通報連絡体制に関する事項

(5) 防災体制が確立されるまでの応急措置に関する事項

(6) 火災が発生した場合における消防への通報、消火又は延焼の防止その他消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動のための体制の整備に関する事項

(7) 災害が発生した場合における円滑かつ迅速な避難に関する事項

(8) 災害が発生した場合における環境の汚染の防止に関する事項

別添の防災管理規程のサンプルを参照。

ハ 訓練に関して、次の事項を記載した訓練計画等を定めていること。

(1) 有害物質等情報に関する事項

(2) 特定船舶の再資源化解体に従事する者の危険の防止に関する事項

(3) 保護具等の使用に関する事項

(4) 防火上の措置に関する事項

(5) 緊急時即応訓練等防災訓練に関する事項

(6) 救急法に関する事項

別添の訓練計画のサンプル参照。

ニ 特定船舶の再資源化解体に従事する者に対する訓練を定期的を実施すること。

訓練計画に規定すること。

ホ 訓練は、訓練を適正に行うために必要な知識及び技能を有する者が行うこと。

訓練計画に規定すること。

ヘ 訓練を受講することにより習得された技能及びこれに関する知識の適正な評価を行うこと。

訓練計画に規定すること。

ト 訓練計画について定期的に見直しが実施されていること。

訓練計画に規定すること。

チ イからトまでに掲げるもののほか、特定船舶の再資源化解体に従事する者の安全及び健康の確保並びに生活環境の保全上の観点から必要な体制が整備されていること。

リ 当該特定船舶の再資源化解体を行う体制が、特定船舶の再資源化解体の適正な実施のために必要な関係法令に違反し、又は違反するおそれがないものであること。

三 申請者の能力に係る基準

イ 法律第 10 条第 2 項第 6 号の特定船舶の再資源化解体を行う体制の概要を、特定船舶の再資源化解体に従事する者に周知していること。

体制の概要（組織図、役職、職務等）、事故防止対策規程、防災管理規定、訓練計画を冊子の配布や社内イントラネットへの掲載を通じて、従業員に周知すること。

ロ 事業計画書又は収支見積書から判断して、特定船舶の再資源化解体を継続できないことが明らかでないこと。

事業の収益性を示すこと。

ハ 特定船舶の再資源化解体の実施に際して他の法令に基づく行政庁の許可、認可、承認その他これらに類するもの（以下「許可等」という。）を必要とする場合にあっては、当該許可等を得ていること。

廃棄物処理法に基づく許可等

6 その他（事業を承継する場合の申請）

事業を承継が発生する場合、以下の①～③に分類に応じて必要となる手続きを行ってください。

① 事業譲渡

<提出書類>

- ✓ 第五号様式
- ✓ 4. ②～⑭に掲げる書類
- ✓ 譲渡及び譲受けに関する契約書の写し
- ✓ 譲渡若しくは譲受けに関する株主総会の決議録等
- ✓ 譲渡人に係る許可証の写し

② 法人の合併

<提出書類>

- ✓ 第六号様式
- ✓ 4. ②～⑭に掲げる書類
- ✓ 合併の方法及び条件が記載された書類
- ✓ 合併契約書の写し及び合併比率説明書
- ✓ 合併に関する株主総会の決議録等
- ✓ 被承継者に係る許可証の写し

③ 法人の分割

<提出書類>

- ✓ 第七号様式
- ✓ 4. ②～⑭に掲げる書類
- ✓ 分割の方法及び条件が記載された書類
- ✓ 分割契約書の写し及び分割比率説明書
- ✓ 分割に関する株主総会若しくは社員総会の決議録等
- ✓ 被承継者に係る許可証の写し